

税

小型特殊自動車はナンバープレートが必要です



小型特殊自動車は、公道走行の有無に関わらず、軽自動車税(種別割)の申告をしてナンバープレートの交付を受ける必要があります。新しく取得したり、現在お持ちの車両でナンバーが付いていないものがある方は申告してください。

区分	農耕作業用	その他
要件	- 乗用装置有り - 最高速度35km/h未満 - 大きさ、排気量の制限なし	- 乗用装置有り - 最高速度15km/h以下 - 長さ4.7m以下 - 幅1.7m以下 - 高さ2.8m以下
例	トラクター、防除機、乗用管理機、コンバイン	フォークリフト、ロードローラー、ショベルローダー
軽自動車税(年額)	2,400円	5,900円

※小型特殊自動車としての要件を1つでも超えるものは、大型特殊自動車として償却資産の申告が必要です。公道走行するものは、陸運局で登録し、ナンバーの交付を受ける必要があります。

◆申告場所

市役所税務課・赤羽根市民センター！

渥美支所市民生活課

◆必要なもの

- ①交付申請書
- ②販売証明書または譲渡証明書など
- ③届出者の本人確認書類(免許証など)

※詳細は市HPかお問い合わせください。

▼税務課 ☎23-3510

「軽OSS」と「軽JNKS」が始まります



軽自動車を保有するための手続き(申請・申告・納付)がオンラインでできる「軽OSS」と、軽自動車協会にて軽自動車税の納付状況が確認できる「軽JNKS」が令和5年1月に開始します。

※詳細は地方税共同機構HPでご確認ください。

▼税務課 ☎23-3510

インボイス制度が始まります

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。制度についてのご質問はお電話にてお答えしています。

◆軽減・インボイスコールセンター

☎0120-205553

(午前9時～午後5時)※土日祝除く

▼豊橋税務署 ☎(0532)52-6201



暮らしの備忘録

暮らしの備忘録は、保険年金や税・子育てなどの情報で期限があるものや更新が必要な内容などを掲載しています。忘れないように確認しましょう！

	内容	問い合わせ
償却資産の申告 	該当する償却資産を所有している方は、令和5年1月1日現在の所有状況を申告してください。 ※昨年度申告された方へ、12月中旬頃に申告書を送付します。 提出期限: 令和5年1月31日(火) 提出方法: 郵送・電子申請(eLTAX)・直接提出にて 資産の例: 農業用ハウス、産業用機械類(小型特殊自動車は除く)、フェンス、太陽光発電設備、漁船、エアコン、パソコンなど ※詳しくは、市HPにて。	税務課 ☎23-3510
今月の納税・使用料	納期限: 12月26日(月) 固定資産税・都市計画税(3期)、後期高齢者医療保険料・国民健康保険税(6期)、市営住宅使用料・保育料(12月分)、水道料・下水道使用料・農業集落排水施設使用料(10・11月分)	

美容室 ひまわり 田原店



カット ¥1,800 (税別)
カラー ¥2,500~ (税別)
パーマ ¥4,000~ (税別)

予約優先 ☎0531-27-9779

田原市神戸町深田 99-1
(スーパードラッグ 向かい)



内職さん募集
大葉の結束・パック詰め



0120-17-0723

☎090-7301-3395
【応募受付: 7時~21時】

河合園芸

田原市八王子町道上6
☎0531-37-0723

初めての方、
自信のない方も
お気軽にどうぞ